

特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令要綱

- 一 この政令の施行の日から一年以内に特許出願が取り下げられたとき等に出願審査の請求の手数料を納付した者に返還する額を引き上げること。
- 二 審査請求料の軽減及び特許料の猶予の対象を拡大すること。
- 三 審査官の資格を取得するのに要する期間を見直すこと。
- 四 この政令は、公布の日から施行するものとする。